

承認第 13 号

専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 11 月 1 日提出

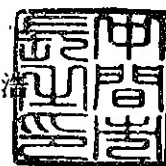
中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和4年10月3日

中間市長 福田 浩



記

1 相手方

神奈川県平塚市在住 男性

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和4年8月16日(火) 午後3時頃

(2) 事故の発生場所

中間市中間三丁目30番付近

(3) 事故の状況

中間市道新手7号線において、道路横断側溝がくぼんだ状態となっており、その先の坂道との間に段差が生じていたことから、相手方車両が道路横断側溝を越えて坂道を上り始めた際に、相手方車両の下部を擦り、バンパーに損傷を与えた。

3 損害賠償の額

20,000円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。